

第2期向日市地域福祉計画（前期計画）パブリック・コメントに対する市の考え方

第2期向日市地域福祉計画（前期計画）に寄せられたパブリック・コメントに対して、次のとおり市の考え方を公表します。

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

○介護予防・日常生活支援総合事業について

意見の概要	向日市の考え方
介護予防・日常生活支援総合事業を広報することについて	介護予防・日常生活支援総合事業に関する広報につきましては、具体的に事業のなかで提供サービスが確定した段階で速やかに市民の皆さんにお知らせすることにより、混乱なく皆さんにサービスをご利用いただくことができると考えております。

○生活支援サービスについて

意見の概要	向日市の考え方
生活支援サービスの中心的な担い手になる「地域サポーター」の方々を「向日市地域福祉計画」の中に明記するべきではないか。	「お互いの顔が見え、地域で共に支え合い、いきいきと暮らせるやさしいまち」を目指すためには、地域での支え合いが必要です。高齢者世帯のゴミ出しや訪問活動など必要な支援・見守りを行っておられる地域サポーターの方々と地域での支え合いを推進していけるよう市社協と連携を図りながら向日市地域福祉計画へ反映いたします。

○障害者差別解消法について

意見の概要	向日市の考え方
<p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年4月に施行されたことから、「向日市地域福祉計画」の中に位置づけを図るべきではないか。</p>	<p>ご指摘の視点は、この度の地域福祉計画を策定する上で大切なポイントの1つと考え、計画内においては、基本目標2（1）②「要支援者に対する理解の促進」における施策・事業「人権に対する理解の促進」において、「障害者差別解消法の理念を啓発するとともに、障害者等に対する差別や偏見、理解の不足、誤解などをなくす心のバリアフリー化の推進に努めます。」と位置付けております。</p>